

社会資本総合整備計画 事後評価

令和3年 3月

【担当及び関係課】都市整備局西風新都整備部、環境局施設部施設課

計画の名称	ひろしま西風新都地区都市再生整備計画
計画の期間	平成26年度～平成30年度（5年間）
計画の目標	

〔大目標〕

優れた立地を生かし、既に快適な居住の場、貴重な産業集積の場となっている西風新都について、都市基盤の充実を図り、さらに市民が生き生きと暮らし、働き、集うような活力にあふれた拠点とする。

目標1 交通基盤の充実を図り、都市内交通の円滑化や開発地域相互の連絡性を高めることにより、企業立地を促進する。

目標2 コミュニティの振興や団地内外の移動手段の確保などにより、全ての人にとって住みやすい環境整備を図る。

計画の成果目標（定量的指標）

当該地区における居住人口の増加、当該地区内の計画開発地区における産業系用地の分譲率の増加、沼田公民館等の利用者数の増加を図る。

定量的指標の定義及び算定式

定量的指標の現況値及び目標値

当初現況値 中間目標値 最終目標値 備考

(H24, 25) (H30末)

西風新都の居住人口（人） （住民基本台帳に基づく西風新都区域内の人口）	52,000		55,600	
西風新都の産業系用地の分譲率（%） （西風新都区域内の産業系用地の分譲済面積／西風新都区域内の産業系用地の総面積）	60.1		90.1	
沼田公民館等の利用者数（人） （当該施設の1年間の利用者数）	155,000		178,000	

評価事項

1. 要素事業の進捗状況

事業費	H26	30 百万円	基幹事業：ひろしま西風新都地区都市再生整備計画事業 【完成又は完了した事業】 ・沼田公園の整備 計画通り事業を推進し、平成31年度（令和元年度）に完成・供用している。 ・沼田公民館の建設 計画通り事業を推進し、平成30年度に完成・供用している。 ・循環バス運行社会実験 平成28年10月から1年間社会実験を実施し、平成29年10月から本格運行している。 ・西風新都における交通スマート化先行モデル事業 平成26～27年に超小型モビリティの実証実験を行い、評価・分析を実施した。 ・老人いこいの家の建設 計画通り事業を推進し、平成30年度に完成・供用している。 【継続する事業】 ・西風新都環状線（梶毛南工区）整備事業 計画通り用地取得等を行い、事業を推進している。 ・平地部のまちづくり支援事業 計画通り事業を推進し、まちづくり計画が各地区で策定されている。
	H27	98 百万円	
	H28	297 百万円	
	H29	1,454 百万円	
	H30	615 百万円	
	合計	2,494 百万円	

2. 事業効果の発現状況、目標値の実現状況

要素事業の 効果の発現状況	【完了した事業】 ・沼田公園の整備、沼田公民館及び老人いこいの家の建設 沼田公園等の整備により、地区の拠点性を高め、地域住民相互の交流を活性化することができた。 ・循環バス運行社会実験 平成29年10月から地域主体の乗り合いタクシーとして本格運行したことにより、団地内外の移動手段を確保することができた。 【継続する事業】 ・西風新都環状線（梶毛南工区）整備事業 用地取得や工事を実施し、令和6年度の完成を目指し事業を推進している。 ・平地部のまちづくり支援事業 各地区で策定されたまちづくり計画に基づき、地区計画の案が検討されている。				
目標値の実現状況	指標： 西風新都の居住人口	中間目標値（H30末）	最終目標値（H30末）	目標値と実績値に差が出た要因	成果目標の達成状況：概ね達成
			55,600人		
	中間実績値（H30末）	最終実績値（H30末）	55,057人		
	指標： 西風新都の産業系用地の分譲率	中間目標値（H30末）	最終目標値（H30末）	目標値と実績値に差が出た要因	成果目標の達成状況：目標達成
			90.1%		
	中間実績値（H30末）	最終実績値（H30末）	97.3%		
	指標： 沼田公民館等の利用者数	中間目標値（H30末）	最終目標値（H30末）	目標値と実績値に差が出た要因	成果目標の達成状況：目標達成 （施設が開館した平成31年1月～12月の1年間の利用者数で評価）
			178,000人		
	中間実績値（H30末）	最終実績値（H30末）	187,768人		
要素事業に併せて実施した他事業の効果の発現状況、及び本計画以外に設定した目標値の実現状況					

3. 今後の方針

継続中の西風新都環状線（梶毛南工区）については、社会資本総合整備計画（ひろしま西風新都内幹線道路ネットワークの機能強化に資する道路整備）へ移行して、引き続き整備を推進することで、西風新都内の自動車交通の円滑化や開発地域相互の連絡性を高める。
また、平地部のまちづくり支援事業については、各地区の町内会等で策定されたまちづくり計画に基づき、地権者間で地区計画の案が検討されており、地区の特性に合った市街地の形成を進める。

4. その他特記事項

なし